



平成 29 年 4 月 11 日

各 位

会社名 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 藤田 元宏
(コード番号 3222 東証第1部)
問い合わせ先 経営管理部長 熊谷 直義
(TEL 03-3526-4766)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 29 年 5 月 19 日開催予定の第 2 回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とした制度であります。

なお、本日開催の取締役会においては、対象取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度の導入に関する議案につきましても、本株主総会に付議する旨を決議しております。詳細につきましては、本日公表の「株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ」をご覧ください。

(2) 本制度を導入するために付議する議案の内容

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することにつき、本株主総会において、株主の皆さまのご承認を得られることを条件に、導入いたします。

なお、平成 28 年 5 月 19 日開催の第 1 回定時株主総会において、当社の取締役の報酬等の額は年額 1 億 5,000 万円以内（うち社外取締役分は 3,500 万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、現行の報酬枠（上述の株式報酬型ストックオプションの報酬枠は、現行の報酬枠の範囲内で発行するものとする）とは別枠で、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を新たに設定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定であります。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 1 億 5,000 万円以内（ただし、使

用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には年額5,000万円以内での支給に相当すると考えております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年200,000株以内(ただし、当社の普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。ただし、上記のとおり、本制度に係る金銭報酬債権は、原則として、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には年66,667株以内の発行または処分になると考えております。また、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第1部における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)といたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間、株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が株式を無償取得すること、③譲渡制限期間における当社の連結経常利益・連結営業収益など、当社の取締役会が予め決定した業績達成度に応じて株式の全部または一部について譲渡制限を解除することなどをその内容に含む株式割当契約が締結されることを条件といたします。なお、対象取締役に付与された株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定であります。

(ご参考)

当社は、本定時株主総会終結の時以降、対象取締役のほか、当社の完全子会社のうち株式会社マルエツ及び株式会社カスミの常勤取締役に對しても、対象取締役に對するものと同様の譲渡制限付株式を取締役会の決議により付与し、当社の普通株式を新たに発行または処分する予定であります。

なお、当社の完全子会社のうち株式会社マルエツ及び株式会社カスミの常勤取締役に付与することとなる普通株式の数は、年225,000株以内(株式会社マルエツの常勤取締役分は年100,000株以内、株式会社カスミの常勤取締役分は125,000株以内)を上限といたします。

以 上